



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	ページ
○ 人事委員会規則	
*4 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
*5 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2
*6 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2
*7 職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則 3
*8 教育職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則 5
*9 警察官の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則 7
*10 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 8
*11 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 8
○ 教育委員会規則	
*3 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 9
*4 市町村立学校職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則 9
*5 教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則 11
○ 公安委員会規則	
*4 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 12

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第47号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」を「、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第47号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第3号）附則第3項（同条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第2項」に改める。

第10条第2項第1号中「4時間」の次に「若しくは3時間45分」を加える。

第14条の2の次に次の1条を加える。

（新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）

第14条の3 条例第24条の5第2項の人事委員会規則で定める額は、別表第5に掲げる額とする。

2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。

別表第5中「及び第14条の2」を「、第14条の2及び第14条の3」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第14条の2の次に1条を加える改正規定及び別表第5の改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「又は教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第51号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」を「、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第51号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項又は教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第24号）附則第3項（同条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第2項」に改める。

第12条第2項第1号中「4時間」の次に「若しくは3時間45分」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）

第15条の3 条例第20条の5第2項の人事委員会規則で定める額は、別表第5に掲げる額とする。

2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。

別表第5中「及び第15条の2」を「、第15条の2及び第15条の3」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第15条の2の次に1条を加える改正規定及び別表第5の改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2号中「又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第53号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」を「、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第53号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第27号）附則第3項（同条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第2項」に改める。

第9条第2項第1号中「4時間」の次に「若しくは3時間45分」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第7号

職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第3号。次条において「改正条例」という。）附則第2項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年4月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。次条において「給与条例」という。）第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成25年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第37条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員（初任給規則第37条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）であって、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制特定職員」という。）（特定期間に給料表異動等をした特定職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第3号ア及びイにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第2条 改正条例附則第2項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第7号。第3号イにおいて「平成18年初任給改正規則」という。）附則第10項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び

第6号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）

(3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの

ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第10項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。）であって、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成19年4月1日から平成22年4月1日まで（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで（平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで）の間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年4月1日から平成22年4月1日まで

(2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年4月1日から平成21年4月1日まで

(3) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者（次号に掲げる職員を除

く。) 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで

(4) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において37歳に満たない者 平成19年4月1日

和歌山県人事委員会規則第8号

教育職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年和歌山県条例第24号。次条において「改正条例」という。)附則第2項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年4月1日(以下「調整対象昇給日」という。)における教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。次条において「給与条例」という。)第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員(調整対象昇給日から平成25年4月1日(以下「調整日」という。)までの期間(以下「特定期間」という。)に給料表の適用を異にする異動(以下「給料表異動」という。)をした職員を除く。)
- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第2号。以下「初任給規則」という。)第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員(初任給規則第33条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。)であって、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)とが等しくなるもの(次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制特定職員」という。)(特定期間に給料表異動をした特定職員を除く。)
- (3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動(当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号ア及びイにおいて同じ。)があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第2条 改正条例附則第2項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第8号。第3号イにおいて「平成18年初任給改正規則」という。)附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日(平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日(特定職員にあつては、同年1月1日))前となるもの(新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であつて、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員とな

った者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）

(3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの

ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある職員若しくは市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条第2項に規定する教育職員であつて、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成19年4月1日から平成22年4月1日まで（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで（平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで）の間）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年4月1日から平成22年4月1日まで

(2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年4月1日から平成21年4月1日まで

(3) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで

(4) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において37歳に満たない者 平成19年4月1日

和歌山県人事委員会規則第9号

警察官の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した警察官のうち調整の対象から除かれる警察官)

第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年和歌山県条例第27号。次条において「改正条例」という。)附則第2項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げる警察官とする。

- (1) 平成20年4月1日(以下「調整対象昇給日」という。)における警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。次条において「給与条例」という。)第9条第1項の規定による昇給後の号給が、その警察官の属する職務の級における最高の号給である警察官
- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。)第30条第5項の規定による昇給の号給数である特定警察官(初任給規則第30条第1項に規定する特定警察官をいう。以下同じ。)であって、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに警察官となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)とが等しくなるもの
- (3) 前2号に掲げる警察官に相当するものとして人事委員会が定めるもの
(調整対象昇給日に昇給した警察官との権衡上調整の対象となる警察官)

第2条 改正条例附則第2項の当該警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官は、調整対象昇給日に給与条例第9条第1項の規定により昇給した警察官以外の警察官のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに警察官となった者のうち警察職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第9号)附則第9項の規定により号給を決定された警察官であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日(平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日(特定警察官にあつては、同年1月1日))前となるもの(次号に掲げる警察官を除く。)
- (2) 調整対象昇給日前に警察官から人事交流等により引き続き初任給規則第16条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者になった警察官であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて警察官となった者のうち人事委員会の定めるもの
- (3) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある警察官又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員(教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第2条に規定する職員並びに市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)第2条第2項に規定する教育職員をいう。)であって、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は警察官に任用されたもののうち、人事委員会の定める警察官

(4) 前3号に掲げるもののほか、部内の他の警察官との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める警察官

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成19年4月1日から平成22年4月1日まで(平成23年4月1日以後に新たに警察官となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで(平成24年4月1日以後に新たに警察官となり、同日において42歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで)の間」を「次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号から第4号までに掲げる警察官以外の警察官 平成19年4月1日から平成22年4月1日まで

(2) 平成23年4月1日以後に新たに警察官となり、同日において43歳に満たない者(次号及び第4号に掲げる警察官を除く。) 平成19年4月1日から平成21年4月1日まで

(3) 平成24年4月1日以後に新たに警察官となり、同日において42歳に満たない者(次号に掲げる警察官を除く。) 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで

(4) 平成25年4月1日以後に新たに警察官となり、同日において37歳に満たない者 平成19年4月1日

和歌山県人事委員会規則第10号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号に次のように加える。

え 職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則(平成25年和歌山県人事委員会規則第7号)

お 教育職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則(平成25年和歌山県人事委員会規則第8号)

か 警察官の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則(平成25年和歌山県人事委員会規則第9号)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改

正する。

第3条第2項中「又は4時間」を「又は4時間等」に、「(4時間)」を「(4時間又は3時間45分)」に、「うち4時間」を「うち4時間又は3時間45分」に、「当該4時間」を「当該4時間又は3時間45分」に改め、同条第3項中「4時間」を「4時間等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 任命権者は、3時間45分の勤務時間の割振り変更を行う場合には、1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分とされている勤務日において、4時間の勤務時間の割振り変更と併せて行わなければならない。

第14条第1項第19号中「3日」を「5日」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第3号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2号中「又は市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第52号)附則第5項(同条例附則第6項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた同条例附則第4項」を「、市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第52号)附則第5項(同条例附則第6項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた同条例附則第4項又は市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年和歌山県条例第25号)附則第3項(同条例附則第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた同条例附則第2項」に改める。

第9条の2第2項第1号中「4時間」の次に「若しくは3時間45分」を加える。

第11条の3の次に次の1条を加える。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第11条の4 条例第21条の5第2項の教育委員会規則で定める額は、別表第3に掲げる額とする。

2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。

別表第3中「及び第11条の3」を「、第11条の3及び第11条の4」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第11条の3の次に1条を加える改正規定及び別表第3の改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第4号

市町村立学校職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

市町村立学校職員の平成25年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第25号。次条において「改正条例」という。）附則第2項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年4月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。次条において「給与条例」という。）第12条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成25年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）をした職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。）第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員（初任給規則第33条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）であって、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により教育委員会が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制特定職員」という。）（特定期間に給料表異動をした特定職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号ア及びビイにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして教育委員会が定めるもの
（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

第2条 改正条例附則第2項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第12条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第15号。第3号イにおいて「平成18年初任給改正規則」という。）附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち教育委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの
 - ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び教育委員会の定める職員を除く。）
 - イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職

員となった者を除く。)のうち平成18年初任給改正規則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日(平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日(特定職員にあつては、同年1月1日))前となるもの

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある職員若しくは教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第2条に規定する職員であつて、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は職員に任用されたもののうち、教育委員会の定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」を「市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に、「平成19年4月1日から平成22年4月1日まで(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで(平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで)の間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年4月1日から平成22年4月1日まで

(2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者(次号及び第4号に掲げる職員を除く。) 平成19年4月1日から平成21年4月1日まで

(3) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで

(4) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において37歳に満たない者 平成19年4月1日

和歌山県教育委員会規則第5号

教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則第4条第2項中「その他」を「等のうち」に改める。

第5条を次のように改める。

(和歌山県教員の資質向上審議会の意見の聴取)

第5条 県教育委員会は、法第25条の2第1項及び第4項の認定に当たっては、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）第2条第2項に規定する和歌山県教員の資質向上審議会の意見を聴かなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「237人」を「234人」に、「945人」を「942人」に、「1,443人」を「1,446人」に、「88人」を「91人」に、「1,531人」を「1,537人」に、「2,151人」を「2,154人」に、「2,476人」を「2,479人」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。